解散公告

当社は、令和七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大分県国東市国東町浜五七〇二番地

有限会社北島建設

清算人　北島　崇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

鹿児島市東佐多町四六二番地一

有限会社三和住宅設備

清算人　吉見　文子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月十八日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から令和七年七月二十八日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

宮城県黒川郡大和町しあわせの杜二三番地の一　大和町杜の丘北部土地区画整理組合

清算人代表　遠藤　森寿

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

福島県相馬市石上字南白髭三二〇

福島県浜通り農民運動連合会岩子漁業生産組合

代表清算人　岡本　泰伸

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

山口県岩国市柱島一三二番地七

清算法人岩国市柱島土地改良区

代表清算人　笹川　清

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

熊本県八代市千丁町古閑出二〇五二番地

農事組合法人西下アルファーム

清算人　久木田　毅

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年四月二十五日開催の臨時総会の決議により同年四月二十六日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

富山県富山市下奥井二丁目三番地大和薬品工業株式会社内　大和薬品工業労働組合

清算人　花岡明日香

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年四月二十二日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一

清算法人えな土地改良区

代表清算人　伊藤　常光

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月二十八日宜野湾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目一番一号

宜野湾市佐真下土地区画整理組合

代表清算人　下田　哲

第２期決算公告　令和７年３月31日

東京都港区元麻布三丁目１番６号

Cuttlefish Digital Japan Limited株式会社

代表取締役

トーマス・ウィリアム・ガンダートン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	5,242,655
	資産合計	**5,242,655**
負債及び純資産の部	流動負債	5,009,584
	株主資本	233,071
	資本金	150,000
	利益剰余金	83,071
	その他利益剰余金	83,071
	（うち当期純利益）	(83,071)
	負債・純資産合計	**5,242,655**